

議事要旨(1) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、適用時期及び文案について審議いただきたい旨の説明がなされた。また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(1)-1から(1)-14]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
 - ・ 非支配株主持分と取得関連費の取扱は、当期純利益に影響があるため、早期適用を認めるのは比較可能性の観点から望ましくないと考える。また、早期適用を認めないとする場合、平成27年4月1日から強制適用とすると、基準公表から強制適用までの期間がステップ1より長くなる可能性が高いため、平成26年4月1日からの強制適用を検討いただきたい。
- 上記のオブザーバーの意見に対して、事務局からは、新しい基準の準備及び周知の期間として最終基準化から少なくとも1年が必要と考えて、平成27年4月1日からとしたとの回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 仮に平成25年の早い時期に最終基準化するのであれば、平成27年4月1日からの強制適用では確かに少し遅い印象がある。
 - ・ 一方で、周知の手段や方法も合わせて早期に検討しておく必要があると考える。特に、非支配株主との取引が資本取引となる点については良く理解してもらうように留意しておく必要がある。
 - ・ 実務への配慮のため、取得関連費用にどのようなものが含まれるのかという点については、結論の背景等に例示することを検討いただきたい。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 適用時期について、周知期間は必要であるが、ステップ2はステップ1に比べ準備に必要な期間は短いのではないかと考えられ、最終基準化の時期にもよるが、平成27年4月1日からでは遅いと感じる。仮に平成27年4月1日からの強制適用とした場合、早期適用については全ての取扱いの適用時期を合わせた方が良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 実務面に配慮して遡及適用を行わないという点については賛成するが、会計基準の変更による当期の影響を把握するという観点から、変更に伴う影響額の注記の記載を求めた方が望ましいと考える。
 - ・ 適用初年度において、表示関係の改正事項のみについて過去の財務諸表の組替えを行

うと、少数株主との取引について適用年度とその前年度で会計処理が異なるため、単純に前期に遡って科目の名称を変更することは、かえってミスリードすることになるのではないかと考える。

- ・ ステップ1とステップ2の改正の項目数や内容を比較すると、公開草案の公表のタイミングも考慮すると、平成27年4月1日からの強制適用では少し遅い印象を受ける。また、早期適用をする場合、非支配株主持分の取扱いについて早期適用を認めない理由に、比較可能性を挙げているが、一方で国際的な比較可能性を求めるニーズもあると考えられ、早期適用を認めるものと認めないものを分けるよりは、早期適用する場合にはすべて同時に行うこととする方が良いと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、意見を踏まえて再度検討するとの回答があった。

最後に、西川委員長より、早期適用の論点と表示の組替えの論点は複数の組み合わせが考えられるため、それぞれ十分検討する必要がある、引き続き公開草案公表に向けて審議いただきたい旨のコメントがされた。

以上